

【子の氏の変更許可についてのQ&A】

	Q	A
1	離婚して私が親権者となった子どもの氏を変更して、子ども の戸籍を元配偶者の戸籍から私の戸籍に移したいのですが、 どうすればよいでしょうか。	お子さんが 15 歳以上の場合はお子さんご自身が、お子さんが 15 歳未満の場合は親権者がお子さんを代理して、家庭裁判所に 対して子の氏の変更の申立てをし、その許可を得る必要があります。 →申立手続等については「子の氏の変更許可」をご覧下さい。
2	子の氏の変更が許可されたときは、どのような手続をすれば よいのですか。	子の戸籍を移動するには、家庭裁判所の許可を得た後に、市区 町村役場に届出をすることが必要になりますので、子の本籍地 又は届出人の所在地の役場に入籍の届出をしてください。届出 にあたっては、審判書謄本のほか、戸籍謄本（全部事項証明書） などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する 市区町村役場にお問い合わせください。
3	子の氏の変更が許可され母親の戸籍に入籍した後、再度父親 の戸籍に入籍し父親の氏を称することはできますか。	再度の変更を希望する場合は、家庭裁判所に対して再度「子の 氏の変更許可」の申立てをし、その許可を得れば、父親の戸籍 に入籍し父親の氏を称することができます。 ただし、以前の手続をしたときに、お子さんが未成年であった

		ときは、お子さんが成年に達して1年以内であれば、市区町村役場で入籍の届出をするだけで父親の戸籍に入籍することができます。父親の氏を称することができます。
4	離婚後、共同親権となっている子（15歳未満）の氏を変更したいのですが、他方の親権者と折り合いがつきません。どのようにすればよいですか。	<p>共同親権下で、子（15歳未満）の氏の変更手続について他方の親権者の同意が得られない場合は、親権行使者の指定の調停又は審判を申し立てることができます。</p> <p>なお、他方の親権者の同意がないにも関わらず、無断で申立書の「申立人（15歳未満の場合は法定代理人）の記名押印」欄にその親権者の記名（署名）又は押印をし、申立書を作成すると、刑事罰に問われる可能性があります（申立て後、裁判所から、申立て内容の確認等のため、親権者双方に対し、電話や郵便で照会等をすることもあります。）。</p>
5	離婚後、共同親権となっている子（15歳未満）の氏の変更手続について、一方の親が他方の親に手続（法定代理）を委ねることはできますか。	共同親権下の子（15歳未満）の氏の変更手続について、一方の親のみが法定代理人として申立てをするには、調停又は審判の裁判手続により親権行使者の指定を受ける必要があります、父母間の私的な合意により一方の親に手続を委ねることはできません（父母間の協議が調うのであれば、父母が共同で（父母が連名

		で) 申立てをすることをご検討ください。)。
6	離婚後、共同親権となっている子（15歳未満）の氏の変更手続きをしたいのですが、父母が揃って裁判所に行く必要がありますか。	父母が共同で申し立てる場合、父母が共同で申立書を作成する必要がありますが、申立書の提出のために、必ずしも父母で揃って裁判所にお越しいただく必要はありません。また、郵送により申立書を提出することもできます。なお、申立書の提出後、父母双方に対して、裁判所から電話や郵便で照会があります。
7	子の氏の変更許可の申立書を提出したら、すぐに審判書をもらえますか。	申立書の提出後、申立人（子が15歳未満のときは、その法定代理人）に対して、裁判所から電話や郵便で照会があります。共同親権下で父母双方が法定代理人として申し立てる場合には、父母双方に対して照会があります。
8	離婚後、共同親権となっている子（15歳未満）の氏の変更手続きを父母が共同で（父母が連名で）申し立て、許可されました。戸籍の届出も父母が共同で（父母が連名で）行う必要がありますか。	父母が共同で子の氏の変更許可の審判を申し立てた場合には、戸籍届出も父母が共同で行う必要がありますが、具体的な届出の手続は届出する市区町村役場にお問い合わせください。